

# 村田町事業継続応援給付金交付事業 対象拡大のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている町内の事業者の皆様を応援する目的で、現在支給している給付金の対象を、9月1日から拡大します。

## 【現行制度】

支給額 : 10万円

(1事業者あたり)

売上減少要件 :

3月から6月までの間で、  
前年同月比で事業収入が

30%以上50%未満  
の間で減少した月があること  
受付期間 : 6月1日～  
8月31日

## 【変更後】

支給額 : 30万円

(1事業者あたり)

売上減少要件 :

3月から8月までの間で、  
前年同月比で事業収入が

20%以上50%未満  
の間で減少した月があること  
受付期間 : 6月1日～

10月31日

## 1. 対象となる事業者

- ① 個人事業者は、令和2年4月1日から申請時まで、引き続き住所が町内にある方。  
法人事業者は、法人町民税の課税対象となる法人。
- ② 令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も町内で事業を継続する意思がある方。
- ③ 直近の年間事業収入が、500万円以上あった方。
- ④ 令和2年3月以降同年8月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満の間で減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。
- ⑤ 令和2年3月以降申請時までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がないこと。

※ 県の休業要請（4月25日から5月6日までの間）に伴う協力金（30万円）の支給対象者は対象外です。

※ 50%以上減少した月があった方は、国の持続化給付金の申請が可能です。

※ 性風俗関連特殊営業等を行う事業者、政治団体、宗教団体、暴力団員等は対象になりません。

## 2. 申請の際に必要な書類

- ① 直近の確定申告書の控え **※收受日付印が押印されているもの。**
  - ② 法人の場合は前年度の法人事業概況説明書の控え
  - ③ 売上台帳、帳面その他の書類で、対象月及びその前年同月の月間事業収入がわかるもの
  - ④ 誓約書
  - ⑤ 通帳等の写し  
(通帳見開き1ページ目、振込先口座・口座名義がわかる部分)
  - ⑥ 本人確認書類(法人:代表者のもの 個人:当該個人)の写し
  - ⑦ その他
- ※ 詳細については、お問い合わせください。

## 3. 既に申請している、給付金の支給を受けている方の手続

- ・ 増額分(変更後30万円ー現行10万円=増額分20万円)の支給手続については、改めて申請書兼請求書の提出が必要になります。(当初に提出したものと様式が異なります。)  
その際は、上記「2. 申請の際に必要な書類」に記載の書類の添付は不要です。
- ※ 増額分の申請書兼請求書様式については、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 増額分の申請時点で、表面「1. 対象となる事業者」の要件に該当しなくなった方は、増額分の支給を受けることができません。

## 4. 申請先・問い合わせ先

※原則郵送となります。

〒989-1392

村田町大字村田字迫6番地 村田町役場地域産業推進課 宛

【電話番号】 0224-83-2113

- ※ 申請書類の様式については、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●国の持続化給付金、家賃支援給付金や融資制度、雇用調整助成金のご紹介や、県の補助事業、申請手続きのお手伝い等、各種相談対応を行っております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響でお困りの事業者様は下記連絡先までお問い合わせください。

- ・ 村田町役場地域産業推進課 ☎ 83-2113
- ・ 村田町商工会 ☎ 83-2267